

令和5年4月13日
16時00分時点
危機管理政策課

北朝鮮によるミサイル発射について

1 発射事案の概要

- (1) 発射日時 令和5年4月13日(木) 7時22分頃
- (2) 発射場所 北朝鮮内陸部
- (3) 発射数等 発射数：ICBM級弾道ミサイルの可能性のある弾道ミサイルを少なくとも1発
方 向：東方向
距 離：不明
詳細については現在分析中。日本の領域内へは落下していないことを確認。日本の排他的経済水域（EEZ）への飛来も確認されていない。
- (4) その他 国においては、発射直後の情報に基づけば、発射後、弾道ミサイルが日本に落下することが予測されたことから、Jアラート及びエムネットにて、その旨公表。その後、当該情報を確認したところ、当該ミサイルは北海道およびその周辺への落下の可能性がなくなったことが確認されたので、改めて国民に情報提供。

2 首相指示（令和5年4月13日 7時29分）

- (1) 情報収集・分析に全力を挙げ、国民に対して、迅速・的確な情報提供を行うこと
- (2) 航空機、船舶等の安全確認を徹底すること
- (3) 不測の事態に備え、万全の態勢をとること

3 防衛大臣指示（令和5年4月13日）

- (1) 米国等と緊密に連携しつつ、情報収集・分析に全力を挙げること
- (2) 不測の事態の発生に備え、引き続き警戒監視に万全を期すこと

4 内閣官房発表内容（令和5年4月13日）

- ・ 付近を航行する航空機や船舶への情報提供を行ったところ、現時点において被害報告等の情報は確認されていません。
- ・ これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものです。また、このような弾道ミサイル発射は、関連する安保理決議に違反するものであり、我が国としては、北朝鮮に対して厳重に抗議し、強く非難しました。

5 政府の対応

官邸危機管理センターに設置している「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」において、関係省庁からの情報を集約するとともに、緊急参集チームを招集し、対応について協議を行いました。また、その後、国家安全保障会議を開催し、情報の集約及び対応について協議を行いました。

6 県の対応

情報収集及び市町村（国民保護担当課及び消防本部（消防組合））への情報伝達

7 最近の発射状況

北朝鮮による弾道ミサイル（可能性があるものも含む）の発射は、今年に入ってから少なくとも7回目